

議案第 12 号  
議決第 号

始良市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出  
始良市長 湯元敏浩

始良市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

始良市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成22年始良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、第1項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。